

消費税及び地方消費税申告料金表

税理士法人鳥山会計

1. 一般課税（原則課税） ※1

単位：円

記帳代行 (書類の入力をご依頼されている場合)			自計化 (事業所で入力をしている場合)		
要件(注1)	月の仕訳数	申告料金(税込)	要件(注2)	月の仕訳数	申告料金(税込)
確認する資料 が揃っている 場合	300以内	68,700	インボイスナ ンバー等の確 認の必要がな い場合	1,000以内	36,600
	600以内	82,500		1,000超	55,000
	1,000以内	110,000			
	1,000超	137,500			
確認する資料 が揃っていな い場合	300以内	110,000	インボイスナ ンバー等の確 認が必要の場 合	1,000以内	110,000
	600以内	137,500		1,000超	137,500
	1,000以内	165,000			
	1,000超	192,500			

2. 簡易課税 ※2

一律 55,000円

3. 小規模事業者の軽減措置を適用する場合（令和5年10月1日～令和8年9月30日） ※3

対象事業者 33,000円

※1 売上に係る消費税から仕入に係る消費税を除いた額を税務署に納付する方法です。➡ すべての資料（請求書・領収書等）を確認する必要があります。

※2 仕入に係る消費税をみなし仕入率で計算する簡易な方法で税額を算出する方法です。当該課税期間の開始前までに届出を提出する必要があります。

※3 免税事業者がインボイス登録により課税事業者になった場合の特例が令和8年9月30日までの期間適用できます。
期間経過後は、一般課税又は簡易課税を選択いただきます。

(注1) 会計資料を入力際に、証憑に記載されている、インボイスナンバー、消費税額、消費税率の確認を行うこととなりますので、入力する資料を全て揃えていただく必要があります。

(注2) 事業所で入力をされる場合に、必要な情報（インボイスナンバー、消費税額、消費税率）確実に入力していただく必要があります。誤って入力されたり、入力漏れがあると正しく計算ができません。自計化されていても、入力情報の確認をする必要がある場合は、データと併せて証憑もご用意いただきます。